

## 独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会規約

### (名称)

第1条 本会は、「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 検討会は、以下の各号に掲げる事項を目的とする。なお、第4号の事項については、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に設置された契約監視委員会における点検・見直しの結果を活用するものとする。

- 一 住宅政策、都市政策の執行機関としての必要性と位置付けを再検討し、その業務範囲を見直すこと
- 二 業務範囲に対応して、組織の見直しを行い、あるべき組織形態を検討すること。その場合、業務代行を行っている関連会社等を含めて組織の合理化を図ること
- 三 国の政策の執行機関に対するガバナンスのあり方について検討すること
- 四 業務執行の効率性・透明性の観点から現在行われている随意契約をはじめとする契約形態を全面的に見直すこと
- 五 機構の業務に関する国の助成のあり方を見直すこと

### (委員の任命)

第3条 検討会の委員は、学識経験者から、国土交通大臣が任命する。

### (座長の任命)

第4条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員のうちから、国土交通大臣が指名する。

### (検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、非公開とする。

- 2 検討会の議事要旨については、検討会終了後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページにおいて公開する。
- 3 検討会の議事録については、内容について委員に確認を得たのち、発言者氏名を除いて、国土交通省ホームページにおいて公開する。
- 4 検討会の資料については、原則として公開するが、座長の判断によりその一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第6条 検討会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げることを行う。

名 称	実施事項
住宅分科会	第2条第1号に掲げる事項のうち住宅政策に係ること
都市分科会	第2条第1号に掲げる事項のうち都市政策に係ること
経営分科会	第2条第2号から第5号までに掲げる事項

- 2 分科会に属すべき委員は、検討会の委員のうちから委員の希望と専門性を考慮して座長が定める。委員は、少なくとも1つの分科会に所属するものとするが、委員の希望により、所属する分科会以外の分科会にも出席できるものとする。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会に係る取扱いについては、原則として、本規約に準じるものとする。なお、必要に応じ、分科会長は本規約と異なる取扱いとすることができる。

(秘密保持等)

第7条 委員の職務に当たった者は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室に置く。ただし、都市分科会に係るものについては、国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

- 1 この会議は、平成22年2月23日から施行する。